

## ものづくり中小企業 IoT チャレンジ事業実施要領

### 第1 趣旨

この事業は、県内中小製造業の生産性向上による競争力強化を図るため、IoT を活用したシステム・機器等を導入して実施する県内中小製造業者のモデル的な取組を支援する。

### 第2 事業の内容

この事業の事業実施主体、審査基準等は別表に掲げるとおりとする。

### 第3 事業の採択

- 1 本事業を希望する者は、事業計画認定申請書（様式1）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに大分県知事（以下「知事」という。）に対して認定の申請を行うものとする。
- 2 事業実施主体は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないことを確認するため、申請時に誓約書（様式3）を提出しなければならない。
- 3 知事は、事業内容を検討し、適当と認める時は、事業認定通知書（様式4）により、通知するものとする。

### 第4 県の助成

知事は、予算の範囲内において、第3により採択された事業について、別に定めるものづくり中小企業 IoT チャレンジ事業費補助金交付要綱により助成するものとする。

### 附則

この要領は、令和元年度のものづくり中小企業 IoT チャレンジ事業から適用する。

別表

事業実施主体	審査基準	補助率 (補助限度額)
<p>生産性向上による競争力強化を図るため、IoTを活用したシステム・機器等を導入して実施する県内中小製造業者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>大分県中小企業活性化条例（平成25年大分県条例第17号）第2条第1項に定めるもの（発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する若しくは総額の3分の2以上を大企業が所有する企業又は大企業の役員若しくは職員を兼ねる者が役員総数の2分の1以上を占める企業を除く。）のうち、日本標準産業分類の大分類で製造業に分類されるものをいう。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事業の背景・必要性</li> <li>②課題と解決方法</li> <li>③事業計画の妥当性</li> <li>④実施体制</li> <li>⑤事業のモデル性・波及効果</li> </ul>	<p>1 / 2 以内 (250万円)</p>